

要求水準書 第1総則に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「要求水準書 第1総則」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かたかな	小項目 (かたかな)	大項目 ローマ字	その他		
001	001	第1	1	(5)	ア	(ア)	a	(a)	救命救急センターについて、パブリックコメントへの長崎市の考え方及び12月14日の入札説明書等に関する説明会で「ER型救命救急センター」という表現が使用されておりましたが、「ER型救命救急センター」について通常の救命救急センターとの違いなどご指示下さい。	長崎地域医療圏では、長崎大学病院において3次救急患者を主に対応する救命救急センターの設置が予定されております。新市立病院では、1次救急患者から3次救急患者まで対応するという主旨でER型救命救急センターと表現しております。
002	002	第1	1	(5)	ア	(イ)			予定される診療科に救急科がありますが、要求水準書 第2.細則には救急科の記述箇所がありません。救急科はどのように理解すれば良いのでしょうか。	救急科は標榜します。
003	002	第1	1	(5)	ア	(ウ)			取得施設基準において、地域周産期母子医療センターは、無しという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。現段階においては考えておりません。
004	002	第1	1	(5)	ア	(ウ)	g		取得施設基準の「等」が指すものをお教え下さい	要求水準書に示す施設基準が現時点での想定であることから、「等」としております。本書で規定する施設基準は医療法及び健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた保険診療の一部について、新市立病院の診療機能や、医療従事者の人員配置等を鑑みた安全面等を検討・評価して設定したものです。 したがって、将来的に診療体制の変化や法の改正等により、新市立病院で取得する施設基準が変更・追加されることも想定されますので「等」をつけております。
005	003	第1	1	(8)					地域経済の振興に配慮されることが期待されるとあり、平成21年10月16日付実施方針回答(要求水準書(案)第一総則に関する) 11では、「観光客も訪れる地域であり、そういった面を踏まえて利便施設も含め魅力のある計画の提案により周辺地域の往来の増加することによる活性化に期待」とありますが、この点に関しては、病院の機能を全く必要としない観光客を対象とした利便施設を設けるといった趣旨ではなく、付随的に観光客も利用できる等、地域の活性化につながる提案を求めるものであり、あくまでも病院の機能が当然優先されるとの理解でよろしいでしょうか。あらためて確認させていただきますが、市が想定されている本事業における地域振興への期待を具体的に教えてください。	ご理解のとおりです。なお、市が地域経済の振興について事業者に期待している内容については、特に具体的な想定はありませんが、病院周辺は、長崎市の主要観光地である新地・出島地区と歴史的な背景を有する大浦地区の中間に位置し、長崎出島バイパスや長崎港を通じて人の往来が活発な地区に位置し、病院利用者のみではなく、観光客等が多数訪れる地域です。そういった面を踏まえて、利便施設も含め、魅力のある計画をご提案頂き、周辺地域において人の往来が増加することによる活性化に繋がる有効なご提案を期待しておりますが、それ以外にも、事業期間を通じた民間ならではの創意工夫が発揮されたご提案を期待しております。 なお、事業者側に過度に求めているものではなく、あくまでも本事業内で対応可能な範囲で結構です。
006	003	第1	1	(9)				2	事業者の提案によっては、改修業務を要しないことも想定されたとありますが、この場合、既存施設をそのまま流用することを想定されているのでしょうか。ご教授願います。	ここでいう「改修」とは、現在の建替え手順の想定において、期工事で整備した施設を、期工事終了後において、最終型とするために一部改修することを想定しております。 改修を行うか否かについては事業者側のご提案事項となりますので、改修業務を要しないことが想定される部分についてはご理解のとおりです。 なお、期工事後、期工事中既存病院をそのまま利用することは考えておりません。 また、既存施設の改修についての考え方は、入札説明書に関する質問回答 007をご参照ください。
007	003	第1	1	(9)				3	ここで言われます、改修とは、既存施設を取り壊して、新設を行うという意味でしょうか。ご教授願います。	「改修」の定義については質問 006をご参照ください。 ご質問にあるケースは「改修」ではなく「新設」に該当します。なお、改修を行うか否かについては事業者側のご提案事項となりますので、既存病院の機能を止めずに運営をいつづけられるという趣旨に最適な建替え計画をご提案頂けることを期待しております。
008	003	第1	1	(10)					平成25年4月1日から平成43年3月末までの18年間は、維持管理等の期間であり、事業期間は、事業契約締結後から平成43年3月末までとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間については、事業契約書(案)「別紙2 用語の定義集」の「31」にお示しのとおりです。 なお、事業契約書(案)冒頭の「4 契約期間」については「本契約の締結の日から平成43年3月31日まで」と具体的な日程を追記いたします。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	その他		
009	003	第1	1	(11)					期限が遵守される限りにおいて、詳細については事業者の提案によるとありますが、「詳細」とは、期限より前であれば各施設の引渡し日は事業者提案により設定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 参考資料9「工程表」では、期工事の引越・準備期間が2ヶ月、期工事の引越・準備期間が1ヶ月と、十分な期間が確保できておりません。円滑に開院するためには、引越・準備期間(リハーサル期間を含む)として少なくとも期工事では3ヶ月間、期工事では2ヶ月間は必要と考えており、可能な限り早い段階から医療情報システムや医療機器の導入・搬付を行いたいと考えております。ただ、設計・建設期間についてもタイトなスケジュールとなっており、想定としてこれ以上設計・建設期間を短縮することは厳しいということで、結果として、参考資料9「工程表」においてはやむを得ず引越・準備期間を短縮しております。この点は課題と認識しております。 様式26 加点審査項目提案書 3. 工程計画」に示しているとおり、工程計画については評価項目として重視しております。上記のような課題に対して、民間事業者の創意工夫・ノウハウを生かした有効かつ確実な工程計画をご提案頂けることを期待しております。
010	003	第1	1	(11)					「工事のうち、医局(研修医含)、中央更衣室、当直室等に係る建物(仮設、本設は問わない)」は平成25年3月末までに引渡すこととなっておりますが、2. 細則 2 施設整備業務 P9の「では平成25年3月末が引渡し期限となっているのは「医局(研修医含)、中央更衣室、当直室」となっております。「当直室等」の「等」とは、どのようなものが含まれるかご教授下さい。	「期工事のうち、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室等に係る建物(仮設、本設は問わない)」において整備する機能は、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室のみとなりますので、「期工事のうち、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室等」の「等」を削除いたします。
011	003	第1	1	(11)					期工事のうち、医局(研修医含)、中央更衣室、当直室等に係る建物(仮設、本設は問わない)の供用開始予定日が平成25年4月1日となっておりますが、市側で行われる引越業務等は供用開始予定日以降で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	平成25年4月1日から市側職員が従事する必要があるため、それ以前に環境整備を行う必要があります。 なお、「要求水準書 第1. 総則」P3「(11) 事業スケジュール」に示すとおり、事業スケジュールの期限が遵守される限りにおいて、引渡し時期については事業者のご提案になりますので有効かつ確実な工程計画をご提案を期待しております。
012	003	第1	1	(11)					期工事、期工事、駐車場棟の引渡し時期を早めた場合は、早めた期間分だけ施設維持管理業務等の業務期間は延長されるとのことでありますが、予定価格としても期間延長に伴う統括マネジメント業務及び施設維持管理業務費の増分は見込まれているとの理解でよろしいでしょうか。	期間延長を前提として予定価格を設定しておりません。 予定価格の範囲内で、「様式26 加点審査項目提案書 3. 工程計画」を鑑みてご提案ください。
013	003	第1	1	(11)					事業者の提案により引渡し時期が早まり、それに伴い施設維持管理業務の開始時期も早まった場合、当該業務における前倒し期間分のサービス対価も支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
014	003	第1	1	(11)					施設維持管理業務の開始時期が早まった場合、当該業務における当初開始予定日から前倒しの期間分のサービス対価も予定価格の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりで、本入札の中に含まれます。 (関連質問 012参照)
015	003	第1	1	(11)					平成21年10月16日公表の実施方針等に関する質問への回答(統括マネジメント業務)No.069で「市としては、円滑に開院するためには、期工事の引越・準備期間として少なくとも3ヶ月間は必要」と回答がございましたが、引渡し前の期間については未使用でないと、事業者に対して不動産取得税がかかる恐れがございます。万が一、市の都合により事業者に対して不動産取得税がかかる場合、市の費用負担との理解で宜しいでしょうか。	不動産取得税の課税・非課税は、市の部分使用の態様によるものと考えます。また、市としては、可能な限り、不動産取得税が課税とならない形で、部分使用することを考えています。 関連して、事業契約書(案)第56条において、当該部分使用は、事業者の承諾を要件としております。 以上を踏まえ、不動産取得税の課税・非課税について疑義が生じる場合は、事業者において税務当局に照会願うとともに、その結果を元に、必要に応じて、部分使用の態様について、市と協議を行っていただきたく存じます。 なお、万が一、市の部分使用により不動産取得税が課税となった場合であっても、市が別途当該費用を負担することはありません。 (関連質問 事業契約書(案) 本編に関する質問回答 097参照)
016	005	第1	3					人に關する定義	市側職員の定義において、「市の契約担当部署に従事する市職員」とは、本事業の事務局である「長崎市病院局 管理部 企画総務課」を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	その他		
017	005	第1	3					施設維持管理業務に関する定義	点検、保守の定義に関し、「既存施設」とありますが、病院施設等の間違いと考えますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、「病院施設等」が正です。当該規定を修正いたします。
018	006	第1	3					その他	電気・ガス・水道等の等について、電気・ガス・水道以外に何が含まれるのでしょうか。	重油などの燃料が該当いたします。なお、新病院の計画として、燃料をエネルギーとして使用するかどうかは事業者のご提案の範疇と考えております。
019	007	第1	4	(2)	ア				地域ネットワーク構築の担い手については、貴市が構築するネットワークのお手伝いを事業者が行うというイメージで宜しいでしょうか。	新市立病院が自治体病院として地域ネットワーク構築の担い手となるという趣旨の記載です。
020	008	第1	4	(3)				表-救急医療-備考欄	平成21年10月16日公表の要求水準書(案)第1総則に関する質問回答No13に「費用は市としてある一定額は事業費内で見積もっている」とありますが、ここでいう「費用」とはヘリポートの設置費用のことであり、ヘリポート設置に伴う近隣への騒音等の対策費用については、別途市との協議の上支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
021	009	第1	5	(2)					「その時点で求められるサービスを提供するために、必要に応じて仕様書の内容について修正を行い、契約金額の範囲内で最善のサービスを常に提供し続けることが求められる」の文意は、契約金額内で対応可能なサービス内容の見直し、修正を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約で締結した金額の範囲内で外部環境の変化等による病院の方針に合わせ、総枠は変えずに、例えば、業務内容の変更が発生した場合は、特定事業となる全ての業務の業務仕様を事業者自ら精査するなど、まずは柔軟な対応・工夫をしていただきたいと思います。
022	009	第1	5	(3)	ア				平成21年10月16日付実施方針回答(要求水準書(案)第一総則に関する) 25において、「部門別運営計画」、「部門別運営計画補足資料」ほかの資料は、参加資格要件の確認結果の通知後に速やかに提示する予定との回答をいただいておりますが、先日、CD-ROMにて受領いたしました「部門別運営計画」、「部門別運営計画補足資料」は、当初、参加資格要件の確認結果の通知後に配布予定していたものでしょうか。あるいは、さらに詳細な資料をご提供いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
023	009	第1	5	(3)	ア				平成21年10月16日付実施方針回答(要求水準書(案)第一総則に関する) 25において、「部門別運営計画」他の資料は、参加資格要件の確認結果の通知後に速やかに提示する予定との回答をいただいておりますが、「情報システム概念図」、「ネットワーク構成図(案)」、「情報システムの前提条件」、「主要機器リスト」、「物流計画(案)」等は、施設計画にも影響する内容ですので、参加確認結果通知後ではなく、できるだけ早い時期の公表をいただきたいと思います。いづれご提供いただけますでしょうか。	新市立病院の内部事情にも関連した内容もありますので、守秘義務契約を締結した法人のみとさせていただきます。なお、守秘義務対象資料については、参加資格要件の確認を受けた応募者の代表企業を通じて、平成22年2月15日以降から提供いたします。
024	009	第1	5	(3)	イ				マネジメント体制が強固にすれば、その費用の影響が大きくなることはご指摘のとおりですが、想定されているイメージであればご提示ください。または、入札金額の範囲で機能を最大限発揮できる体制を構築することよろしいでしょうか。	前段については、何をもち「強固」と見なすかは判然としませんが、個別業務に対するマネジメント体制が手厚い(人員数が多いなど)程、確実な業務管理が期待できるということは認識しております。一方、価格面でみた場合、その分維持管理期間中の委託費が増大し、病院経営に対する影響が大きくなるという趣旨で記載しております。今回、マネジメント体制に対して、確実性と効率性という相反するテーマに対して、事業者側の有効なご提案を期待しており、適宜協力企業と連携した経済的なマネジメント体制を構築して頂きたいと考えております。 後段については、上記事項を踏まえた上で、落札者決定基準も鑑みて、ご提案ください。
025	009	第1	5	(3)	イ				事業者が業務のマネジメント機能を効率的に発揮するために、確実性を高めれば高めるほど人員配置は厚くなること、一方ではそれが、費用増大につながる懸念についても触れられております。これらを適正且つ効率的に実施することが事業者に求められていると考えますが、協力企業との効率的な運営の実施にあたり「利益相反を回避する仕組みを構築した上で」とありますが、費用増大を防ぎかつ効率的にマネジメントを行うためには、協力企業にもそれ相応の協力を求める必要がありますが、公共にとつてどのような状態及びどのような範囲が利益相反とお考えかをお教えます。	利益相反とは、マネジメントを行う主体とマネジメントを受ける主体の間に、資本関係が存在する場合等が挙げられます。具体的には、業務の履行状況が明らかに要求水準未達の状態である主体に対して、同主体の変更等、必要とされる対応を講じる事ができない等の状態が想定されます。上記に示した事態を避け、マネジメントとして必要な対応を円滑かつ確実に講じることができ体制である限りにおいて、事業者のご提案によるものと考えております。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	その他		
026	009	第1	5	(3)	ウ				環境負荷の低減に関し、「長崎市においては、空調の長時間稼働によるエネルギー消費量が大きく、また水道量も比較的多い状況にあり」とありますが、エネルギー消費量が大きく、水道量が多い要因を参考としてお聞かせ下さい。	長崎市は、全国的に見ても年平均気温が上位に位置することにより、冷房の稼働時間が長く、また水道使用量も比較的多い状況にあります。
027	010	第1	5	(3)	I				工程的に短縮できる部分は短縮するなどありますが、期、期の開院予定日を早めることも可能という認識でよろしいでしょうか。	「要求水準書 第1 総則」P3(11) 事業スケジュールに示してある建物の引渡し時期、供用開始予定日、開院予定日については市で計画している市側職員の雇用計画や事業収支計画などを踏まえて日程設定しておりますので、期工事のうち、医局、中央更衣室、当直室にかかる建物の供用開始予定日及び 期工事対象施設、期工事対象施設の開院予定日を早めるご提案は認められませんので不可とします。 (質問 009及び 011参照)
028	010	第1	5	(3)	I				適切なリハーサル期間(実施方針回答 30)を確保したうえで、工期を短縮した場合、基本的には短縮した工期で病院側の移転等のスケジュールを調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 009及び 011参照)
029	010	第1	5	(3)	I				質疑回答で 期工事の全体リハーサル期間は1.5ヶ月となっておりますが、参考資料9の工程表では引越・準備期間は1ヶ月となっております。工期とリハーサル期間について再度ご教示下さい。	参考資料9「工程表」においては、引越・準備期間を短縮しているため、十分な引越・準備期間(リハーサル含む)が確保できていないとご理解ください。そのため、「様式26.加算審査項目提案書3. 工程計画」で有効かつ確実な工程計画の立案を期待し、加算審査対象としてご提案を求めています。少なくとも必要な準備期間として 期工事は3ヶ月間、 期工事は2ヶ月間は必要であると考えております。なお、ご質問にある 期工事の全体リハーサルは1.5ヶ月と記載されておりますが、部門リハーサル(部門内運用確認)を含めて2ヶ月必要であると考えておりますのでご留意ください。
030	010	第1	5	(3)	I				スケジュール管理においては設計段階、工事段階いずれにおいても市が別途発注される「医療機器」の搬入時期が重要と考えますが、それら機器の使用メーカー、機種決定の現在の想定時期をお知らせください。	新市立病院で設置する医療機器については、現病院から段階的に整備することを予定しております。したがって、機器の使用メーカー、機種決定は導入年度の前年度となります。また、今後の運用検討などにより増減することも想定されますので、この点もあらかじめご承知おきください。
031	010	第1	5	(3)	オ	(フ)			業務の詳細については、詳細調査や職員へのヒアリング等の実施により現況を把握した上で、市との協議を経て、提案内容の詳細を確定していく云々とありますが、ここでいうヒアリングは何時の時点で行われるのでしょうか、あるいは落札者の提案を基に行われると言う事でしょうか。	事業契約締結後、施設計画及び業務計画の検討段階において、詳細調査や職員へのヒアリング等を行い、提案内容を詳細化することになります。なお、具体的な進め方、スケジュール等については事業者のご提案の範疇です。
032	010	第1	5	(3)	オ	(イ)			「事業費の設定に関して」では、施設整備費と施設維持管理業務費を明確に分離して事業費を設定することが求められていますが、「入札説明書P19の予定価格」では、予定価格の内訳は参考価格とされています。この予定価格(参考価格)は、単年度収支という視点(支払い許容度)から、施設整備費と施設維持管理運営費のバランス等を勘案された結果の予定価格設定と言う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
033	010	第1	5	(3)	オ	(イ)			維持管理等期間中において、病院を取り巻く各種変化に伴い、病院本体の経営状況に応じて、業務範囲や要求水準等の変更・見直しを行う必要性も十分考えられるとありますが、病院PFIの先行事例においては、病院の経営状況の悪化に伴い、事業者側にも値引き等の負担が求められたと理解しています。本事業においては、仮に病院の経営状況が悪化した場合でも、業務範囲や要求水準等の変更・見直しが行われた場合にのみ事業費に関して変更協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	業務範囲や要求水準等の変更・見直しのみではございません。「事業契約書 別紙13.要求水準書の変更手続き」に基づく指標に対する見直しや市場実勢価格等の定期的な見直し・検討を踏まえた協議などの規定があります。事業者には、柔軟な対応・工夫をして頂き、市・事業者が相互扶助にもとじて対応する体制を求めています。
034	010	第1	5	(3)	オ	(イ)			事業費の設定に関して、「維持管理等期間中の病院本体の単年度収支という視点を市としては非常に重要視している」とありますが、新市立病院の事業収支は、基本計画時にお示し頂いた、「開院後10年間の経営シミュレーション」と比して変更があればお示し下さい。	平成21年12月1日に公表した長崎市新市立病院整備基本計画においてお示ししています。

No	該当ページ及び項目								質 問	回 答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	その他		
035	010	第1	5	(3)	オ	(イ)			「市において各種事業費の設定にあたり、新市立病院における事業収支面からみた支払許容度という観点からの検証も実施している」とありますが、公表された予定価格とサービス対価の支払条件のほかに、例えば、統括マネジメント業務費や各事業年度の上限值の設定等、事業費の設定に影響ある点をわかる範囲でご教示下さい。	予定価格の内訳やサービス対価の支払条件等を鑑みてご検討ください。 なお、更に予定価格の内訳を細分化してご提示する予定はございません。 (関連質問 032参照)
036	010	第1	5	(3)	オ	(イ)			本来施設整備業務費の中で得べき事業者側の利益を、施設維持管理業務費側で積まれた場合とは、どのような状況でしょうか。なお施設整備業務費における事業者側利益の計上に関して、事業契約書別紙12の施設整備業務費相当額の構成項目への計上方法は、事業者側の任意との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご質問にもあるように、施設整備業務費の事業者側の利益を施設維持管理業務費に計上する又はその逆というケースでご理解ください。 後段については、ご理解のとおりです。
037	010	第1	5	(3)	オ	(イ)			各種事業費の設定にあたり、新市立病院における事業収支面からみた支払許容度という観点からの検証を実施しているとありますが、入札説明書-第3-4-(10)予定価格-参考内訳「統括マネジメント業務及び施設維持管理業務費相当額」も検証結果の上設定されたものであり、その予定価格の範囲内であれば、維持管理期間中における適正な事業者利益(納税費用含む)を施設維持管理業務相当額に計上しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
038	011	第1	5	(4)					「建替期間中における既存病院の保安警備業務について…別途契約を締結することも、現在検討している」とありますが、ここでいう建替期間とは、平成25年4月～既存病院解体まで(平成26年2月頃まで)のことを指すという理解でよろしいでしょうか。また、建築設備保守管理業務についても人的管理が必要となる業務であり、一体的な安全管理体制の構築を検討すべきと思慮しますが、本業務については別途契約の締結は検討されていないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、既存施設の建築設備保守管理業務を事業者と別途契約締結することは想定しておりません。
039	011	第1	5	(4)					施設整備中の近隣に確保される仮駐車場と既存病院との保安警備は、本事業と別途との理解でよろしいでしょうか。	既存病院の保安警備は、本事業と別途契約を締結することを検討しております。施設整備期間中の近隣に仮駐車場を確保することを検討しておりますが、仮に確保した場合の保安警備業務を別途事業者と契約するかは未定です。 (関連質問 038参照)
040	011	第1	5	(4)					建て替え期間中における既存病院の保安警備業務については、本事業契約とは別途契約を締結を検討しておりますが、契約相手は落札事業者を考えておられるのでしょうか。	事業者又は保安警備協力企業のいずれかと別途、契約締結することを検討しております。